

所沢市立北小学校いじめ防止基本方針

北小学校いじめ防止推進委員会

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事等	入学式・始業式 1年生を迎える会 離任式	全校遠足 学校公開 開校記念日 交通安全教室 修学旅行	家庭訪問 北フェスタ 芸術鑑賞教室	林間学校 水泳記録会	夏季休業日 始業式	運動会	地区体育祭 就学時検診 学年遠足 個人面談	親善体育大会 校内音楽会	学校公開 終業式	始業式	中学校一日入学 6送会	卒業式 修了式
学級母体期間	「いじめの芽」や「いじめの兆候」を正確に認知											
学年母体期間												
異年齢集団母体期間												

【いじめ防止対策推進法第2条】いじめの定義について

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

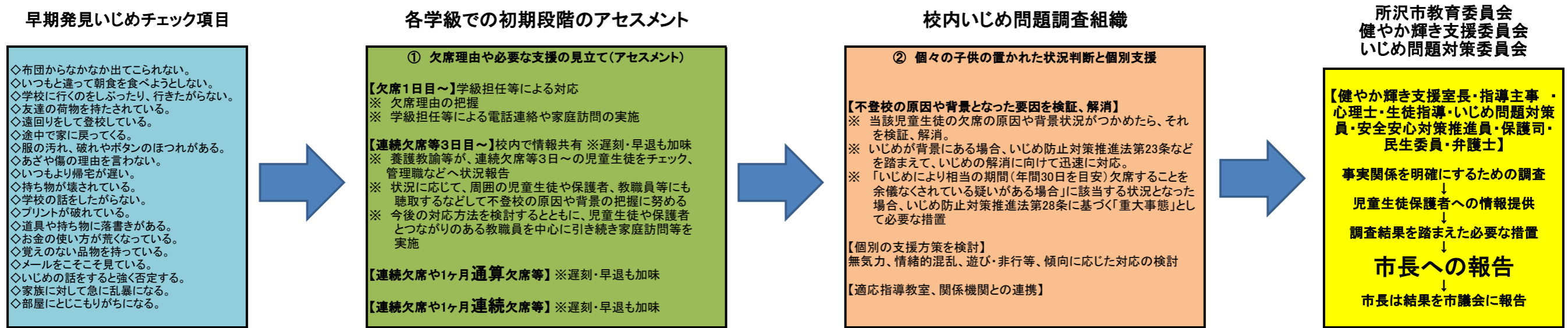
いじめへの理解について

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や縦割り活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させるようにすることが必要です。

【いじめ防止対策推進法第28条】 想定される重大事態とは……

- ① 児童生徒が自殺を企画した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合



さ (1) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援
児童生徒の望ましい人間関係を育むために、STT（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。

あ (2) 「子供の人權」の啓発推進
お互いの人權を尊重する意識の高揚を図る取組や研修会の中で、「子どもの人權」について啓発します。

や (3) 道徳教育の充実
いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童生徒の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てます。

る (4) 情報モラル講習会の充実
健やか輝き支援室生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童生徒、保護者向けに実施している講習会の充実を図り、スマートフォン（メール、ライン等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。

ぞ